平成２２年（フ）第５０号
北海道室蘭市中央町２丁目５番７号
破産者　有限会社菊まさ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
千葉県市川市八幡３丁目28番23号
破産者　株式会社イースト・プランニング
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６０５号
神奈川県大和市西鶴間４丁目17番２号
破産者　有限会社下小路建設
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上458番地
破産者　有限会社竹むら
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成１９年（フ）第４６０号
最後の住所岐阜市金町５丁目28番地
破産者　被相続人亡大平照二相続財産
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
岐阜市日置江２丁目64番地
破産者　坂井田工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
岐阜市日置江２丁目64番地
破産者　坂井田幸夫
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
岐阜市粟野西６丁目310番地、開始決定時の住所岐阜市大洞緑山１丁目19番11号
破産者　粥川　郁夫
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
岐阜県各務原市那加新田町２―57　ハイツ新田Ａ―202、開始決定時の住所岐阜市大洞緑山１丁目19番11号
破産者　粥川さとみ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５２号
愛知県岡崎市細川町字石田12番地５
破産者　岡崎綜業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
愛知県岡崎市宇頭町字向山45番地
破産者　株式会社リョウテック
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
愛知県西尾市上町北荒子８番地４
破産者　有限会社トップライツ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来4014番地
破産者　有限会社秋盛組
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２２１号
愛媛県松山市針田町144番地１
破産者　株式会社ｆｒｏｍ　ｏｎｅ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
大分県日田市大字石井565番地の１
破産者　合資会社渡辺鉄工所
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３２号
大分県玖珠郡玖珠町大字小田500番地の１
破産者　有限会社魚返建設
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３４５号
名古屋市緑区太子３丁目12番地
破産者　有限会社長友電気工事
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２８０号
埼玉県富士見市上沢２－７―29―202、住民票上の住所群馬県前橋市総社町高井111―７
破産者　片岡　満雄（旧姓大湊）
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３１６号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目５番５号
破産者　株式会社エス・エー・エス
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３１７号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮１丁目10―24
破産者　杉野　順一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６００４号
東京都足立区東綾瀬１丁目28―19―101
破産者　古仲　貴志
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７３号
東京都世田谷区粕谷１丁目18―９
破産者　廣江　洋介
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５２号
東京都品川区上大崎１丁目４―18
破産者　黒田　真美
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部